

令和5年11月定例会 消費者・環境対策特別委員会（付託）

令和5年12月18日（月）

〔委員会の概要〕

浪越委員長

ただいまから、消費者・環境対策特別委員会を開会いたします。（10時31分）

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、お手元の議事次第のとおりでございます。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

○第4次徳島県環境基本計画（素案）について（資料1-1、資料1-2）

○徳島県GX推進計画（素案）について（資料2-1、資料2-2）

○県有施設への電気自動車用充電設備導入事業に係る実施事業者の公募について

（資料3）

平井危機管理環境部長

危機管理環境部より、この際3点、御報告申し上げます。

まず、環境基本計画をはじめ、本県の主要な環境関連計画の改定に当たりまして、その進化の方向性や主な柱立てにつきましては、先の9月定例会における当委員会での御報告申し上げたところでございます。

その後の当委員会や本会議での御論議、環境審議会での御意見を踏まえ、この度、各計画の素案を取りまとめましたので、概要について順次御説明を申し上げます。

資料1-1を御覧いただければと存じます。第4次徳島県環境基本計画（素案）についてでございます。本県の環境の保全及び創造に関する総合的な計画でございます徳島県環境基本計画につきましては、3、基本コンセプトといたしまして、県民が主役となって進めるサステナブルな社会の構築を据え、4、三つの重点戦略等では、かえる、めぐる、まもるの重点戦略と、全てに共通する戦略、県民主役を掲げるとともに、6、重点戦略に基づく主要取組の柱ではこれらの戦略に対応する、GXとくしま、好循環とくしま、癒しの郷とくしまの三つの柱と全てに関連する、県民主役とくしまを加えた四つの主要取組を柱として構成をいたしております。

7、主な取組内容といたしましては、県民主役の下で、GXや好循環などの一体的推進につながる施策といたしまして、まず、GXとくしまでは、脱炭素三種の神器の導入促進による脱炭素型ライフ・ビジネススタイルへの早期転換などについて、好循環とくしまでは、太陽光パネルのリサイクル・リユースシステムの推進によるゼロ・エミッションとくしまの推進などについて、新たにお示しをいたしております。

また、癒しの郷とくしまにおきましては、活動圏域及び年齢構成に配慮した生物多様性リーダーの育成や、エコツーリズムの推進による人材の育成と活動支援などについて、県民主役とくしまでは、産学民官連携の新たな拠点を中心とした情報発信、普及啓発の促進による県民主体の自主的な取組の促進などについて、新たにお示しをいたしますととも

に、2013年度比の温室効果ガス排出削減率を令和10年度に46%削減、これをはじめとする新たな数値目標を掲げたところでございます。なお、環境基本計画の詳細につきましては、資料1-2を御参照いただければと存じます。

続きまして資料2-1を御覧ください。徳島県GX推進計画（素案）についてでございます。本計画は、徳島県版脱炭素ロードマップをはじめ、本県の脱炭素に関連する5計画を統合し、総合的かつ一体的に推進する計画となるものでございます。

本計画においては、6、全体目標でございます。今回、温室効果ガスの排出量に関し、上位計画である環境基本計画と同様、本計画の終期となる2028年度に、2013年度比で46%削減と、国の目標を2年前倒しする目標を、さらに、2030年度にはクリーンエネルギー電力自給率を70%とする目標を新たに設定をいたしたところでございます。

8、主な取組内容につきましては、クリーンエネルギーの最大限導入、省エネルギー対策の徹底、脱炭素に向けた循環型社会の構築、地域資源を活用した吸収源対策、この四つの重点施策と共通施策となる県民総ぐるみによるGXの加速を設定いたしまして、新たな取組といたしましてはそれぞれの重点施策に応じる形で、太陽光発電設備・蓄電池・EVの脱炭素の三種の神器の導入促進や、PPAを活用した太陽光発電の県有施設への率先導入、太陽光パネルのリサイクル・リユースシステムの推進、花粉が少なく初期成長が早いエリートツリーへの転換、地域ぐるみでの中小企業に対する脱炭素経営支援などに取り組むことといたしております。

GX推進計画の詳細につきましては、資料2-2を御参照いただければと存じます。

以上、概要を御説明いたしました、環境基本計画をはじめとするこれら新たな計画の今後のスケジュールといたしましては、まずは当委員会をはじめ、県議会での御論議を頂きますとともに、その上でパブリックコメントを実施し、徳島県環境審議会での御審議を経まして、最終案を取りまとめ、2月定例会の当委員会において、改めて御報告を申し上げる予定といたしております、その上で令和5年度中の策定を目指してまいりたいと考えております。

続きまして資料3を御覧ください。県有施設への電気自動車用充電設備導入事業に係る実施事業者の公募についてでございます。本県におきましては、運輸部門の脱炭素化に向け、電気自動車の普及加速を図るため、利便性の高い充電インフラ環境を構築すべく、県有施設に初期費用・維持費用ゼロ円モデルを活用した充電設備の導入を行うことといたしまして、この度、実施事業者の公募を開始したい、そのように考えております。

このモデルは実施事業者が、国の補助金を活用することで、設置先の負担なく設備を導入し、設置・運営費用をEVユーザーからの利用料で賄う新たなビジネスモデルでございます。具体的には、1、事業の概要といたしまして、県有施設のうち、集客施設や滞在時間が比較的長い施設を中心に普通充電設備を整備することといたしまして、選定された実施事業者が、国補助金を活用し、県有施設の敷地の使用許可を受け、設備を設置するものでございまして、充電設備の設置から管理、運営まで実施事業者の負担により行うため、県負担の大幅な抑制につながるものでございます。

2、対象施設といたしましては、アスティとくしまをはじめ、御覧の計11施設への導入を予定してございます。次に3、公募スケジュールにつきましては、12月19日から県のホームページに募集要項を公表いたしまして、応募に必要な手続や事業実施の要件を周知

した上で、令和6年1月9日まで参加申込を募り、参加を表明いただいた事業者から1月22日まで企画提案の受付を行いまして、選定委員会による審査を経て、2月上旬には候補事業者を選定し、その選定結果につきましては、当委員会で御報告させていただきと考えております。

その上で、各設置予定施設への現地調査を経まして、国補助金の採択後、令和6年度に充電設備を設置してまいりたいと考えております。

報告事項は以上でございます。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

浪越委員長

それではこれより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

立川委員

私から二つお聞きしたいのですが、最初にこの前の一般質問で質問させていただきました、エシカル消費が実践できる環境づくりにつきまして、御答弁いただきましたとおり、消費者、事業者の声を聞きながら、しっかりと対策を進めていただきますことを改めて要望しておきたいと思います。

それでは、これまで本県で進められておりました消費者政策における国際的な連携や交流について、幾つか質問させていただきたいと思います。

去る、10月31日に開催されましたとくしま国際消費者フォーラム2023におきまして、若者をはじめ、国内外の消費者政策の専門家らが集まり、デジタル時代における世界共通の消費者課題について議論されたとお聞きをしております。

今回のフォーラムでは生成AIに代表されるように、今最もホットなテーマであるデジタルを取り上げ、またコロナが5類に移行し、経済が、海外からの人の流れが大きく回復する中での開催ということで、私も関心を持っていたところであります。

そこで、最初に今回のフォーラムの特徴や意義にはどんな効果があったのか、教えてください。

小溝消費者政策課消費者行政グローバル担当室長

ただいま立川委員より、とくしま国際消費者フォーラムの意義と成果について御質問いただきました。

社会経済のデジタル化、グローバル化が進展し、消費者を不利な判断や選択に誘導しますウェブデザインであるダークパターンやオンライン詐欺への対応、また人や社会環境に配慮するエシカル消費の実践など、国内外で新たな消費者課題への対応が求められる中、先駆的な取組の発信、国際的な連携強化の重要性が増しております。

こうした状況の下、去る10月に開催いたしましたとくしま国際消費者フォーラムでは、イギリス、タイをはじめ、国内外の消費者政策の専門家や学生が参加いたしまして、デジタル社会における最新の情勢を踏まえました議論が行われますとともに、SDGsの達成に向けて取り組む神山町のフードハブ・プロジェクト、神山まるごと高専の視察などを通じまして、最新の知見でありますとか、本県の先進的な取組を国内外に発信をいたしまし

た。

特に今回は新型コロナウイルス感染症の5類移行後の開催という、ポストコロナの幕開けといたしまして、海外を含む出演者の全員の会場参加が実現したほか、国際研究をけん引いたします消費者庁新未来創造戦略本部によります働きかけや、関係機関の協力によりまして、本県において消費者行政をテーマとした初めてのJICA研修が実施されたところでございます。

この結果、マレーシアの国や州政府の若手行政官らが、このフォーラムに参加をするなど、海外から過去最多の34名が参加する国際色豊かな会議となりました。

また、対面でのリアル交流が実現したことによりまして、ASEAN諸国の関係機関、大学などとの顔が見える関係や、新たなネットワークを構築することができました。

さらに、これまでオンライン交流のみで交流を続けてまいりました、ASEAN諸国と本県の高校生、大学生らが一つの会場に集まり、消費行動の在り方や課題解決策について様々な提言がなされるなど、若者の力が息づく会になったと考えております。

加えて会議では知事が先頭に立ち、SDGsの推進に資する本県の先駆的な取組や世界に誇る文化資源、物産などを強力に発信をしたところでございます。

立川委員

ポストコロナということで、最多34名の方が参加されたということございまして、会場の空気感や熱量の伝わる対面での議論、取組現場の視察などリアルな交流が実現したということは非常に良かったと思います。

とりわけフォーラムを通じて得られました関係者とのつながりは、徳島ならではの強みでありまして、国際拠点化を進める本県の価値、存在感を高めていく点からも大きな意義があると思います。

また、飛躍的な成長を続けているASEAN諸国と、本県の若者が育んだきずなは未来に向けた徳島の大きな財産となるものであります。

デジタル時代の消費者問題や世界共通の課題である、持続可能な社会を実現する取組においては、デジタルネイティブであり、次代の主役となる若者目線を重視した国際連携が不可欠だと思います。

そこで、フォーラムによって生み出される国内外のネットワークを発展させ、それを最大限生かしていくことが重要になると思いますが、今後に向けての考えをお伺いしたいと思います。

小溝消費者政策課消費者行政グローバル担当室長

ただいま立川委員より、フォーラムの成果を生かしていく今後に向けた考えということで御質問いただいております。

フォーラムで培ったネットワークの強化、また若者の参画という点につきましては、フォーラムの翌日に開催いたしました徳島版国際連携ネットワークにおける振り返りでも、委員の皆様から徳島県をハブとした連携の強化や発展、また若者参画の一層の強化が重要であるといったことなど、同じ趣旨の提言を頂いたところでございまして、取組を深化させる上での重要なテーマであると認識しております。

今後におきましても、新たな消費者課題に関する議論や意見交換を行う機会の継続的な創出に努めまして、国内外のキーパーソンとのつながりをより強固なものに発展させますとともに、学生間の国際交流機関についても創意工夫を図ることで、若者の主体的な参画を促し、自ら考え行動する次代の消費者リーダーの育成につなげてまいりたいと考えております。

さらに、こうしたネットワークを消費者政策の分野はもとより、密接に関連する食や脱炭素など、サステナブルな徳島の実現に生かしていくことで、MICEをはじめとする幅広い交流促進につなげてまいりたいと考えております。

立川委員

本会議でも申し上げたのですが、これからの5年先10年先の徳島を展望したときに、今回のASEAN諸国との連携、ネットワーク、県内の若者の間で育まれたきずなは未来につながる徳島の財産になると思っています。

国内外のネットワークの発展と併せて、未来への担い手である若者のきずなを、是非大事に育ていけるようにしっかりと取組を深化させていただきたいと思っております。

また、今回のような自治体レベルでは類を見ない国際会議が、徳島で実現したのも消費者庁新未来創造戦略本部が徳島にあるからこそだと思います。その強みを最大限に生かしながら、これからの消費者行政を進めていただきたいと思います。

次に、これも一般質問においてお聞かせいただいたのですが、EV電気自動車の普及加速に向けた質問をさせてもらいました。

EVの普及につきましては、日本は欧米や中国に比較をして出遅れが指摘されておりますが、全固体電池などの新技術について実用化、量産化の動きが加速してきており、今後、日本メーカーの巻き返しが期待されております。

そうした意味においてもEVの普及加速を図るために、充電インフラを整備することは時宜を得たものと考えております。一般質問では、2030年に県内で2,000口の整備を目指し、充電インフラを整備するとの御答弁でございましたが、改めて本県の充電インフラ環境の現状や、なぜ2,000口とするのか詳しく説明いただきたいと思います。

小山脱炭素推進室長

ただいま立川委員のほうから、充電インフラの整備状況等についての御質問を頂きました。

県内の充電インフラの現状といたしましては、自動車販売店や道の駅等を中心に、宿泊施設等の民間設置も含めて207口という現状でございます。充電器の設置数で見ますと全国46位、また10km²当たりで見ても0.5口、全国37位と他県と比較すると整備が遅れている状況でございます。

そこで県としましては、今回御報告させていただいたGX推進計画において、本県の整備指針に基づき、移動経路、目的地など設置場所に応じた最適な充電インフラ環境を多様な主体との連携により、県下全域に整備を推進すると明記しまして、評価指標として、2030年までに県内で2,000口を目指す目標を設定させていただいたところでございます。

2,000口とする目標に関しましては、2030年に現在の10倍となる30万口を目指すという

国の整備目標を踏まえるとともに、日常の交通手段として車への依存度が高い本県の特徴から、将来的にガソリン車からEVへ移行することにより、充電需要が高まると予想されることや、満充電での走行距離がガソリン車よりも短いことから、ガソリンスタンドと比べ、きめ細やかな充電設備の設置が必要であることなどを勘案して、設定させていただいたところです。

なお、整備目標につきましては国も現時点の目安の数値としておりまして、今後の技術の進展とか、EVの普及状況も踏まえ、不断の見直しを行うとしておりまして、本県の整備方針につきましても、国の動向や県内のEVの普及状況等を勘案し、適宜見直しを行ってまいりたいと考えております。

立川委員

面積当たりで見ましても、他県と比較して少ない現状にありまして、車社会である本県におきましては、より細やかな充電インフラ環境が必要だと認識しております。大阪・関西万博も近づき、県外からEVで来県されることも想定される中、そうした方々が安心して移動できるよう、充電器を早急に整備していく必要があると考えております。

充電器には、急速充電器と普通充電器がございますが、どのような内訳で今後整備していくのか、どういう考え方なのかということも含めてお伺いしたいと思います。

小山脱炭素推進室長

ただいま立川委員から、急速充電器と普通充電器の整備方針についての御質問を頂きました。

現状の県内設置数の207口の内、急速充電器は72口、普通充電器は135口となっております。今後整備を進めるに当たっては、住宅や事業所での基礎充電を補完する形で利用者の設置場所における滞在時間に応じた、最適な設備を効果的かつ効率的に整備を推進していきたいと考えております。

まず、急速充電器については、出力が高くて設置費用、維持費用が高額となるものの、満充電に要する時間が30分程度と比較的短時間で充電できるのが特徴でございまして、目的地までの移動途中、いわゆる経路充電に適しておりまして、高速道路やサービスエリア、パーキングエリア、道の駅、コンビニなど滞在時間が短い施設や、経路充電設備のない空白地域に200口を目標に設置を推進したいと考えております。

普通充電器につきましては、出力が低いため満充電に数時間から半日など長時間掛かりますが、設置費用や維持管理費用が比較的安く、自宅や事業所への設置のほか、一時的な滞在先での充電、いわゆる目的地充電に適しておりまして、おおむね1時間以上など滞在時間の長い施設や宿泊施設などを中心に、1,800口を目安に設置を進めたいと考えております。

この度の県有施設の導入に向けては、比較的滞在時間の長い集客施設等を対象としておりまして、今回御報告させていただいた初期費用・維持費用ゼロ円モデルを活用して、普通充電器の整備を進めてまいりたいと考えております。

なお、急速充電器については、高速道路や道の駅等では、管理者によりまして一定整備が進んでいる状況にございまして、今後はEVの普及状況を踏まえつつ、増設を検討する

ほか、一般質問で知事が御答弁させていただいたとおり、災害時の業務継続や電力の需給調整に資する大型蓄電池を搭載した新たな超急速充電器のモデル的な導入を検討してまいりたいと考えております。

立川委員

設置場所での利用者の滞在時間に応じて急速充電器と普通充電器を使い分けるとのことでありまして、急速充電器は整備や維持管理コストが高額であることに加え、高出力のため電力系統に与える影響も大きいと聞きますので、設置場所に応じて適切な設備を整備していただきたいと思っております。

最後に、県公用車へのEVの導入についてお伺いしたいと思っております。

本県ではFCVを全国に先駆けて導入し、その保有台数は全国有数であります。EVのほうは充電時間や走行稼働距離の面で導入が進んでこなかった面があるようです。しかし、技術開発が進み、そうした課題も克服されつつあり、軽EVをはじめ多様な車種が展開されてきておりますので、県として率先導入を図ることで、民間への普及加速につなげてもらいたいと考えますが、導入目標を設定するというような考えはあるのか、お伺いをさせていただきたいと思っております。

小山脱炭素推進室長

ただいま立川委員のほうから、公用車への導入目標についての御質問を頂きました。

県の公用車につきましては、県版脱炭素ロードマップにおきまして、新規更新時におけるハイブリッド車も含めた電動車の割合を100%とする目標を掲げ、取り組んできたところでございますが、この内EVについては、現時点で保有台数は4台にとどまっております。更新台数につきましても今年度は21台中、EVは1台という状況でございます。

これまでは、走行可能距離の問題から十分導入が進んでこなかった面がございますが、バッテリー容量をはじめ、EVの性能も向上してきておりまして、導入の余地は広がっているものと認識しております。

公用車におけるEVの導入拡大に向けましては、脱炭素効果はもとより、災害時の電力供給手段としての有効性も期待できますので、先の一般質問において知事から導入拡大に向け、積極的に取り組む旨の御答弁があったところでございます。

一方で増車に向けましては、現状では車種が増えてきたとはいえ、公用車に適した車種がまだまだ少ないことや、EVの台数に応じた充電設備の整備であるとか、県庁舎への電力需要に与える影響などの課題がございますことから、導入目標の設定につきましては、今後の更新予定なども含めて関係者をはじめ関係部局とも十分協議してまいりたいと考えております。

立川委員

EV導入に当たっては、当然充電設備も併せて導入する必要があります。電気設備の改修等もまた必要になると思っております。公用車を全てEVに置き換えるというのは現実的ではないと思っておりますが、一定の目標を持って導入を進めたほうが良いと思っておりますので、関係部局と調整を進めていただいて、是非、今回御報告いただいたGX推進計画に位置付けて

いただくことをお願いして、質問を終わりたいと思います。

元木委員

私からも、デジタル社会に対応した消費者教育の推進についてお伺いをさせていただきます。私も先日、とくしま国際消費者フォーラムに参加してデジタルツールを活用した消費行動に関し、特に子供たちの利用については、過度にデジタルに依存することなく適度な利用を促すことが重要であるというような知見を得ることができました。

フォーラムでは、オンラインゲームなどでの無断での課金や行き過ぎた課金、詐欺被害などの消費者トラブルなどが増加しているという報告がございました。本議会でも消費者被害の苦情が問題視されたところでございます。

消費者庁により行われました、2023徳島県内の高等学校などにおける生徒の消費者被害の実態と消費者教育の実施効果に関する調査では、高校生が有料ダウンロード、ネット通販、フリマアプリなどでお金をだまし取られる経験をしており、その件数はデジタル取引の頻度と比例をしているとの結果も確認されており、県をはじめ行政全般で推進されているデジタル社会の負の側面にも光を当てつつ、有効な消費者教育の創造が求められていると考えております。

つきましては、デジタル化に対応した子供向け消費者教育について、県としてのこれまでの取組等についてお伺いをいたします。

小溝消費者政策課消費者行政グローバル担当室長

ただいま元木委員より、デジタル化に対応した子供向けの消費者教育について御質問いただきました。

近年の急速なデジタル化の進展によりまして、消費生活におけます利便性、効率性が向上した一方で、新たな消費者トラブルも発生をしております。元木委員お話のとおり、子供のスマホ等の利用が進む中で、デジタルツールを安全安心に活用し、消費者被害に遭わないための知識を身に付けてもらえるように、デジタル化に対応した消費者教育の重要性が増していると認識しております。

そこで本県では、令和4年4月の成年年齢引下げを契機に、若者に向けた発達段階に応じた系統的な消費者教育を推進してきたところでございます。

まず、高校生に向けましては、消費者庁の作成しました教材、社会への扉を活用した授業を県内全ての高校等におきまして、都道府県で初めて展開してまいりました。

小学生、中学生に向けては、県独自にデジタル社会における消費者力を養う教材を開発し、学校教育におきまして活用を推進してまいりました。

また、小中高を中心に全世代を対象としました、とくしま消費者教育人材バンク制度を設けまして、契約やデジタルコンテンツ、金融といった消費生活に関する知識や経験を持つ専門家を派遣します出前講座を実施いたしまして、教育機会の拡充を図っているところでございます。

さらに、現在新たに中学生を対象としてオンライン課金でありますとか、ネット通販トラブルへの対策など、社会の変化に対応した内容の見直しと併せまして、デジタル機器を活用した授業を支援するためのデジタル教材の開発を進めているところでございまして、

今年度中の完成を予定しております。

今後とも、デジタル化をはじめとしまして、社会の変化を踏まえた教材の充実や活用促進を図り、消費者被害に遭わない自立した、意思決定ができる消費者の育成に努めてまいりたいと考えております。

元木委員

県ではこれまでターゲットを替えながら、高校生向けの社会への扉などの教材開発や出前講座などの啓発を行ってきたという答弁がございました。今後とも、県内における消費者問題を的確に把握、分析しつつ有効な対策に取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、20歳未満の消費者の相談件数、そしてまた主な相談内容についてお伺いをさせていただきます。

林消費者政策課長

元木委員より、20歳未満の消費生活相談状況についての御質問いただきました。

確定している令和4年度の数字から申し上げますと、令和4年度相談件数20歳未満では79件ございました。その数字は前年度58件でございます。プラス21件、36.2%の増加でございます。

令和5年度は速報値になりますけれども、10月末時点で56件、これは前年同時期46件のプラス10件ということで22%の増加というところでございます。こちら、先ほど出ましたようにデジタル化の進展でありますとか、成年年齢引下げ等もございまして、増加傾向にあるものと承知しております。

元木委員

近年の相談件数については増加傾向ということで、娯楽などの情報配信サービスなどの相談も多いと聞いております。

相談に来られる方は、実際に困っている方の中でも一部にとどまっていると思われまので、生成AIなどの活用も視野に入れつつ、消費者庁や市町村との連携を強化するとともに、これら諸機関との役割分担を明確にして、これからも県民が相談しやすい体制整備に取り組んでいただきたいと思います。

次に、デジタル化の進展に伴う課題を共有し、低年齢のうちからデジタル化に対応した消費者教育をより積極的に行ってはどうかと考えますが、所見を伺います。

小溝消費者政策課消費者行政グローバル担当室長

ただいま元木委員より、デジタル化に対応した教育、特に低年齢のうちから行ってはどうかという御提案を頂いております。

特に、消費者教育におきましても、先ほど相談件数の内容もございましたとおり、消費者トラブルの具体的な事例を知ること、安全な消費生活を送る上で重要であると認識しております。

このため、先ほど御説明をいたしました消費者教育の教材におきましても、インターネット等によりますトラブル事例を基に、予防や対処法につきまして記載するなど、工夫

を凝らしますとともに、若者を対象としました教材の一つとして定期購入や課金トラブルなど代表的なトラブル事例を紹介する動画を作成いたしまして、家庭や地域で活用できるように県のホームページで公開しているところでございます。

また、消費者問題に関する情報共有や協議を行う、とくしま消費者見守りネットワークには、徳島県教育委員会とPTA連合会が構成員として加わっておりまして、県からこのネットワークに対しまして、最新のトラブル事例などの情報を提供することで、生徒や学生、保護者への啓発に活用いただいているところでございます。

例えば、昨年秋に県内を含む全国で、クラスTシャツを注文したのに届かないという事例が発生した場合には、県のほうからこのネットワークに緊急情報として提供をしましたほか、県内で特殊詐欺の予兆電話が相次ぎました本年7月には、架空組織をかたる不審電話に注意、といった緊急情報を提供いたしまして、共有を図ったところでございます。

今後とも、教育委員会ははじめとしまして関係機関と連携をし、消費者トラブルの具体例の提供、また、効果的な発信に取り組みまして若者の消費者被害の防止につなげてまいりたいと考えております。

元木委員

最後に、消費者教育においても消費者トラブルの具体的な事例などを子供、そして保護者などが学ぶ場をもっともっと作っていったらどうかと考えますけれども、所見をお伺いいたします。

小溝消費者政策課消費者行政グローバル担当室長

ただいま元木委員より、消費者教育においても消費者トラブルの具体的な事例といったものを学べる機会があればいいのではないかと御質問を頂いております。

先ほど御説明させていただいたとおり、こちらの消費者教育において、基本的な知識に加えて具体的なトラブル事例を知るということは、安全な消費生活を送る上で、重要であると認識しております。

消費者教育の教材の中でもこういったネットトラブルの事例を基に、予防や対処法について記載をするなど工夫を凝らしますとともに、具体的な事例を動画という形で発信をして、学校だけでなく家庭や地域などで活用できるようにホームページで公開しているところでございます。

また、県の教育委員会、PTA連合会などとネットワークを構成いたしまして、こちらのネットワークを通じて、最新のトラブル事例などの発信をしているところでございまして、こういった連携をしながら、消費者トラブルの具体例の提供、また効果的な発信に取り組みまして若年者の消費者被害の防止につなげてまいりたいと考えております。

元木委員

PTA等とも連携していただけるということで、子供さんの教育と保護者の教育を併せて行うことが大変重要であると思っておりますので、保護者の方々に対するアプローチというのをも併せてしっかり行っていただきたいと思っております。

続きまして、国際フォーラムでも議論がありました、ステルスマーケティング、いわゆる

るステマ規制をはじめとした、デジタル広告における消費者保護について何点かお伺いさせていただきます。

消費者庁では、令和5年10月1日付け施行で一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示について規制を始めました。規制内容は広告であるにもかかわらず、広告であることが分からない、いわゆるステマと言われるものに対するものでありまして、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められるものとされています。

県内においてもオンラインモールなどの取引デジタルプラットフォームにおいては、危険商品の流通や販売業者が特定できず、紛争解決が困難になるなどの問題発生が懸念をされています。まず、この規制に対する県の対応についてお伺いをさせていただきます。

林消費者政策課長

ただいま元木委員より、ステルスマーケティング規制について御質問を頂きました。

ステルスマーケティング規制について、改めて申し上げさせていただきます。景品表示法で、消費者ができる限り多くの商品、サービスの中からより良い商品、サービスを消費者が自ら選択できる、自主的かつ合理的に選べる環境を守るために商品、サービスの品質、内容、価格につきまして一般消費者が誤認若しくは誤認のおそれのある表示が規制されているものでございます。

元木委員のお話にありました、ステルスマーケティングにつきましては、先ほどおっしゃっていただきましたように、広告であることを隠して宣伝する行為でございまして、10月1日より、規制対象となっているところでございます。

徳島県といたしましては、違反、規制対象となる広告等の情報を基に、消費者庁や若しくは県による調査の上、P I O - N E T等による調査を確認した上で、程度若しくは規模等により違反が認められるような事案につきましては、同法に基づきまして事業者に対する指導・助言を行い、正当な理由なく対策を講じない場合は、広告の差止めでございますとか、再発の防止の勧告、若しくは勧告に従わないような場合は公表といった措置を行うものでございます。

元木委員

ステルスマーケティングについては、商品やサービスなどの広告に対する消費者の意識を高めるための啓発を強化するとともに、生産者や販売者側も消費者が消費に関して適切な判断を下すために、重視される情報を与えることが求められます。このことは、生産者や販売者側に情報発信を促し、長期的には生産者や販売者側の利益を守ることにもつながっていくと思われまます。

つきましては、消費者等の利益を守るため、県として、県民や市町村、民間事業者に対し、周知啓発、注意喚起などの取組を強化してはどうかと考えますが、所見をお伺いします。

林消費者政策課長

ただいま元木委員より、ステルスマーケティング規制に係る周知啓発についての御質問を頂いたと承知しております。

県では、これまでステルスマーケティング規制に関しまして、県の消費者情報センターホームページ等にて、消費者に向け注意喚起を行いますとともに、おっしゃっていただきました生産者、販売者をはじめとした事業者としての広告宣伝に関する留意点を周知啓発しているところでございます。

現在のところ、法規制の対象となりまして、まだ2か月余りというところで、現時点でも相談件数は少ないところではございますけれども、コロナ禍を経て、市場が一層拡大しておりますECサイトにおきまして、将来的にステルスマーケティングによります消費者トラブルの増加も懸念されることや事業者への周知不足等によりまして、消費者のトラブルの増加も懸念されます。

今後は県の公式SNS、メルマガ若しくは毎月発行されております消費者情報誌でございます、くらしのサポーター通信での配信に加えまして、今週21日に開催を予定しております、市町村の消費生活相談員の担当者会議でございまして、若しくは県内の消費生活センターの職員が集まる、県消費生活相談員懇話会等におきまして周知啓発を行います。また、県の消費者情報センターの職員が出演するラジオ番組での注意喚起、さらに消費者庁の職員を講師に招きまして研修会を開催して市町村の担当職員や消費生活センターの職員に対しまして、具体的な事例を通じた講習を行います。

事業者向けといたしまして、事業者のステマに関する認識を高めるため、事業者向けの研修を実施いたしまして、ステルスマーケティングに係るネット広告上の注意点の説明を行いますなど、様々な機会を捉えてステルスマーケティング規制に関して消費者、事業者、双方への周知啓発、注意喚起に努め、広告の誤認による消費者トラブルの防止を図ってまいりたいと考えております。

元木委員

しっかり取り組んでいただきますようお願いいたします。

続きまして、先ほど報告でもございました、第4次環境基本計画の内容において生物多様性の検証を重点戦略として、多様な自然環境や生物多様性を重視するということが記載されておりました。

国土交通省河川局では、河川の地形や水深などを立体的に表した3次元図面データと流速や生物の生息状況といった情報を、平面図にまとめた河川環境情報図を連携させ、河川改修時の流路設計に活用するとのことであります。

国管理河川の一部で試行を始めており、四国ではまだ導入されていないということですが、2024年度以降本格的に実施をするということでございます。

この河川環境情報図の作成により、対象河川の全体的な環境の特性、特徴的な場所や生物の重要な生息生育環境などを把握することができ、多自然型の川づくりの稼働計画を検討する際の有効なツールになるとされています。

川の複雑な流れや、生物の生息状況をより詳しく分かるようにするという事で、きめ細かな設計を可能とし、治水と環境保全を両立させる狙いであるということでございます。

地元でも、河川に生息する生物や植物等を大切に維持保存されている方が多くいらっしゃいます。そして、今キャンピングカーとキャンプブームということもございまして、河川周辺でキャンプをする方々も本当にたくさんいらっしゃいます。

このような中、災害に備えた治水対策などを目的として、河川の河道掘削などが行われていますけれども、掘削対象地域を環境情報図に重ね合わせることで、注目すべき生物種などの生息、生育環境に対する影響が把握され、掘削案の総合的な評価を行うことができるそうです。

また、工事中の仮設計画を策定される際も、河川環境情報図上に注目すべき生物種など、この場所での生息生育状況等注意すべき時期などを明記することにより、生物の生息生育環境への影響がより少ない工事計画を策定することができます。

河川改修の際には、これまで約200mごとに2次元断面図を基に川幅や水深を調節し、適切な流量を確保するための流路を設計、その上で生物の生息環境に影響しないよう施工を工夫し、整備をしてこられました。

しかし2次元断面図のデータでは、測量地点間の情報が抜け落ちるため、生物の生息環境に関する複雑な地形などを把握することが困難であったとのことでした。

県としても、これら国の知見を生かした新しい河川管理に取り組むことで河川調査の精度を高め、より効果的かつ適確な河川の整備や管理につなげることができるのではないかと考えます。そこで、県として河川環境情報図を活用した取組について認識を教えてください。

披田河川整備課長

ただいま元木委員から、河川環境情報図と3次元データとの連携について御質問がございました。

建設事業におきましては、3次元データを活用することで生産性の向上や働き方改革の促進はもとより、施工計画、施工条件の確認であったり、維持管理段階の診断や補修設計などの活用などが期待されておりました。河川分野におきましても管理などの効率化、高度化を目的に、レーザー測量や衛星写真などの新技術を用いました。3次元データを効率的に得ることが可能となってきたところでもあります。

一方、元木委員からもありましたが、これまでの河道設計を行う場合、治水と環境との一体化がなされていないのではないかと、また河川の維持管理につきましても、河道形状が200mピッチを基本とした、定期横断測量で測量していることから200mの間の部分が把握されていないのではないかと、というところが課題とされているところでもあります。

また、河川環境情報図につきましても、河川整備、管理を行う際に必要となる、河川環境に関する情報を適切に把握することを目的に、河床の形態や植生の状況、生物の確認状況、生物の生息、生育状況の特徴などを航空写真などの図上に表示した2次元データとなつてございます。

このため現在、国におきましては3次元データの活用の推進と併せまして、面的な地形データと環境要素を統合することにより、河川の瀬やふちなどの物理環境と生物の環境を考慮しました。きめ細やかな設計を図るため、環境情報図と3次元データとの連携が検討されているところでございます。

本県におきましても、この取組については把握しているところではございますが、この連携につきましても、作成するモデルの精度などが検証されているところでありまして、試行段階という状態でございます。

本県としましては、建設現場へのICT技術の普及に向けて取り組んでいるところではございますが、3次元データの取得活用を推進しているところでもございますから、引き続き国の動向を注視しまして、河川の整備や管理への活用方法について研究してまいりたいと考えております。

元木委員

県では3次元データの活用ということは積極的に取り組んでおられますが、まだ河川環境情報図の活用については道半ばということでもあります。

今後、県内においても生物多様性や自然環境保護に向けた取組というのは、これから一層高まっていくと思われますので、2024年の環境情報図の本格実施を見据えて、国土交通省との緊密に連携しながら、積極的に取り組んでいただきますよう要望させていただきます。

浪越委員長

ほかに質疑はございますか。

（「なし」と言う者あり）

以上で質疑を終わります。

これをもって、消費者・環境対策特別委員会を閉会いたします。（11時20分）